**税の申告**

**所得税と市県民税の申告相談を受け付けます**

平成30年1月1日現在、大崎市に住所がある人で申告が必要な人が対象です。

 税務課市民税担当　23-2148

 各総合支所市民福祉課税務担当　松　山　55-2114　三本木　52-2113　鹿島台　56-7114

　　　　　　　　　　　 　　　　岩出山　72-1212　鳴　子　82-2019　田　尻　39-1114

**●開催期間**

2月9日～3月15日

**●申告会場に持参するもの**

 マイナンバーカード（個人番号カード）

　マイナンバーカードを持っていない人は、①申告者本人のマイナンバーが確認できる書類（通知カードやマイナンバー記載の住民票）と②身元確認書類（運転免許証やパスポート、健康保険の被保険者証など）が必要です。また、 ③扶養親族のマイナンバーを確認できる書類も必要となります。

 印鑑（インク浸透印は不可）

 本人名義の預金通帳口座番号

 所得の申告・控除に必要な書類（9ページ参照）

**●申告の必要がない人**

・税務署や国税電子申告（e-Tax）で所得税の確定申告をする人

・給与収入（2,000万円以下）のみで、年末調整が済んでおり、ほかに各種控除がない人

・公的年金などの収入（400万円以下）のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外に各種控除がない人

・収入がない人

※ただし、各種証明書や児童扶養手当受給などの申請手続きで申告が必要となる場合があります。

**●郵送による申告**

申告期間中であれば、申告書を郵送で提出することができます。提出先や添付書類など詳しい内容は、税務課（23-2148）に問い合わせてください。

受付期間　3月15日まで（当日消印有効）

必要書類　申告書、マイナンバーが確認できる書類の写し、身元確認書類（運転免許証など）の写し

※申告する内容により源泉徴収票や収支内訳書などを添付する必要があります。

所得税の申告書入手先

国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kakutei.htm

申告書郵送先　〒989-6117 大崎市古川旭六丁目2-15 古川税務署 宛

市県民税の申告書入手・配布先

大崎市ウェブサイト内「市民税・県民税申告書様式」

http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/7,27,21,html

または、税務課、各総合支所市民福祉課窓口

申告書郵送先　〒989-6188 大崎市古川七日町1-1 大崎市役所税務課 宛

**●各種控除を受けるために必要な書類**

**■医療費控除**

◆支払った医療費などの合計額がわかるもの（メモ　など）とその領収書

◆生命保険や高額医療費などで補てんされた金額がわかる書類

◆セルフメディケーション税制を選択する場合は、その　取り組み内容が確認できる書類

**■社会保険料控除**

◆各種保険料（税）領収書や控除証明書など

**■障害者控除**

◆障害者手帳など、介護認定を受けている市町村発　行の障害者控除対象者認定書

**■生命・地震保険料控除**

◆保険会社などからの各種控除証明書

**■寄附金控除**

◆都道府県や市町村などへ寄付した際の領収書、証　明書

**■住宅借入金等特別控除**

◆1年目の人…家屋の登記事項証明書（原本）など

◆2年目以降の人…借入金の年末残高等証明書およ　び住宅借入金等特別控除申告書

**■雑損控除の繰り越し**

◆前年の申告書の写しと損失額の計算書

**●所得の申告に必要な書類**

**■会社に勤めている人や公的年金を受給している人**

◆源泉徴収票など（源泉徴収票がない場合は、申告が受けられない場合があります。）

**■営業所得がある人**

◆収支内訳書または収支計算書（各種帳簿、領収書などをもとにまとめてあるもの）

◆報酬、料金、契約金、賃金の支払調書（外交員など）

**■不動産所得がある人**

◆収支内訳書または収支計算書（各種帳簿、領収書などをもとにまとめてあるもの）

◆貸与先と賃貸料の明細書、不動産の使用料等支払調書など

◆支出に関する各種帳簿、固定資産税課税明細書など

**■農業所得がある人**

◆収支内訳書（農業収入や収穫量、経費の内訳、領収書などの各種証明書類をもとに作成したもの）

◆家畜などを出荷（販売）した証明書

◆各種交付金に関する証明書（関係機関が発行したもの）、経営所得安定対策に係る交付決定通知書（国が発行したもの）

※平成26年1月から事業を行うすべての人は、記帳・帳簿を作成し、保存する義務があります。帳簿などをもとに事前に収支内訳書を作成し、申告相談に持参してください。

**■その他所得がある人**

◆満期返戻金などの支払調書（一時所得）

◆個人年金支払証明書やシルバー人材センター発行の配分金支払証明書（雑所得）

◆土地、建物の売買契約書や不動産などの譲り受けの対価の支払調書など（譲渡所得など）

◆その他、平成29年中に得た収入額がわかる書類

**●円滑な申告を行うために事前準備をお願いします**

営業所得・不動産所得・農業所得を申告する場合は、帳簿をもとに、事前に収支内訳書を作成してください。収支内訳書の用紙と記入方法を、税務課、各総合支所市民福祉課税務担当で配布しています。また、医療費控除を受けるための領収書は、事前に集計を行ってください。

　会場の混雑緩和のため、収支内訳書の作成や医療費控除の領収書の集計を済ませていない場合は、集　計後に受け付けを行います。

行政区ごとに日程を割り当てていますので、該当する指定期日に来場してください。指定期日に都合がつかない場合や、勤務地の関係で、別会場を希望する場合は、比較的混雑の少ない、早めの時期に来場してください。

青色申告をする人、新規の雑損控除、株式の譲渡や配当所得がある人は、古川税務署（22-1711）に申告してください。

国税庁ホームページ（http://www.　keisan.nta.go.jp/）を利用して、自宅　で確定申告書を作成し、e‐Tax（電子申告）や郵送で提出することができます。　詳しくは国税庁ホームページで確認してください。

**●申告日程**

申告相談の終了日が近くなると、会場が大変込み合い、待ち時間も長くなります。早めの申告相談に協力をお願いします。

**時間**

午前の部　受付時間：8時30分～11時　相談開始：9時～

午後の部　受付時間：11時～16時　　　相談開始：13時～

古川地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 日時 | 対象行政区 |
|  | 2月15日 | 午前 | 矢目、北引田、南引田、堀込、猪狩、中沢、柳原、北谷地 |
| 午後 | 堤根、古川新田、飯川上、飯川下、渋井 |
| 2月16日 | 午前 | 成田、向三丁目、大崎北、大崎中、新田南 |
| 午後 | 三丁目、大崎南、新田西、新田東 |
| 2月19日 | 午前 | 新田中、大西、新堀、耳取、柏崎、氷室 |
| 午後 | 上中目、西古川駅前、斎下、保柳、荒田目 |
| 2月20日 | 午前 | 休塚西、休塚東、狐塚、馬放、長岡針、渕尻 |
| 午後 | 富長西、富長東、上埣、馬櫛、下谷地 |
| 2月21日 | 午前 | 桜ノ目下、桜ノ目上、桜ノ目北、川熊南、川熊北 |
| 午後 | 小林下、小林上、宮沢南、宮沢中、宮沢北 |
| 2月22日 | 午前 | 北宮沢表、北宮沢裏、元清滝 |
| 午後 | 雨生沢、下清水沢、上清水沢 |
| 2月23日 | 午前 | 小野第一、小野第二、沢田下 |
| 午後 | 小野第三、小野第四、小野第五、沢田上 |
| 2月26日 | 午前 | 楡木、下中目一、師山 |
| 午後 | 下中目二、石森、宮内 |
| 2月27日 | 午前 | 荒谷第一、荒谷第二、荒谷第三、荒谷第四 |
| 午後 | 長岡、境野宮、深沼、桑針、古川谷地中 |
| 2月28日 | 午前 | 稲葉東一、稲葉東二、稲葉東三 |
| 午後 | 大幡南、大幡東、大幡西、駅南団地、福沼一、福沼二、福沼三 |
| 3月01日 | 午前 | 荒川小金丁、十日町、七日町、前田町、北町北一、北町北二 |
| 午後 | 北町南、北町中、浦町西、浦町東、稲葉中 |
| 3月02日 | 午前 | 稲葉西、西荒井上、諏訪西、諏訪中、諏訪東 |
| 午後 | 西荒井北、西荒井南、米袋 |
| 4日 | 午前・午後 | 古川地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月05日 | 午前 | 南町北、南町南、南町西、古川南新町、畑中北一、畑中北二、畑中南 |
| 午後 | 栄町、稲葉北一、稲葉北二、稲葉南、古川駅前 |
| 3月06日 | 午前 | 塚目南、塚目北、川端、鶴ヶ埣 |
| 午後 | 穂波、小泉、宮袋、若葉 |
| 3月07日 | 午前 | 江合本町、江合寿町、江合錦町 |
| 午後 | 中里南第一、中里南第二、中里南第三 |
| 3月08日 | 午前 | 千手寺町、古川横町、三日町北、三日町南、東町 |
| 午後 | 新稲葉、古川台町、西館東、西館中、竹ノ内、二ノ構 |
| 3月09日 | 午前 | 神田、李埣東、蓑口沼 |
| 午後 | 上古川、馬寄、中里中、中里北 |
| 3月12日 | 午前 | 福浦一、福浦二、福浦三、米倉 |
| 午後 | 城西、大江向、李埣西一、李埣西二 |
| 13日～15日 | 午前・午後 | 大崎市内全地域　※15日の受付は15時まで |

松山地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月19日 | 入町、松山横町、町、茶釜台、金ケ崎 |
| 2月13日 | 上野、広岡 |
| 2月14日 | 文化丁、松山台町、新丁、金谷 |
| 2月15日 | 竹の花、山王 |
| 2月16日 | 松山駅前、長尾 |
| 2月18日 | 松山地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 2月19日 | 駅前二、駅前中、松山新田 |
| 2月20日 | 野田、須摩屋 |
| 2月21日 | 次橋、鍋田、境、上志引、松山中谷地、下志引、花ケ崎、下沢、太夫沢 |

三本木地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月19日 | 三本木新町 |
| 2月13日 | 三本木南新町、混内山 |
| 2月14日 | 三本木南町、伊賀 |
| 2月15日 | 三本木北町、仲町 |
| 2月16日 | 斉田、音無、坂本、蟻ケ袋 |
| 2月18日 | 三本木地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 2月19日 | 南谷地、桑折 |
| 2月20日 | 秋田、上伊場野、蒜袋、多田川 |
| 2月21日 | 高柳、門梨、鉄炮町、川井、上沢 |
| 2月22日 | 上沖、下沖、三本木中谷地、上宿、下宿 |

鹿島台地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月23日 | 鈴掛、姥ケ沢 |
| 2月26日 | 鹿島台駅前、福芦住宅、福芦団地 |
| 2月27日 | 本地、小迫、鹿島台岩渕 |
| 2月28日 | 竹谷、広長、鹿島台長根 |
| 3月01日 | 出町、元鹿島台 |
| 3月02日 | 三ツ屋、上地、鎌巻 |
| 3月04日 | 鹿島台地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月05日 | 内ノ浦、鹿島台山谷 |
| 3月06日 | 山船越、里船越 |
| 3月07日 | 深谷、御屋敷 |
| 3月08日 | 渕花、上志田 |
| 3月09日 | 砂子沢、下志田 |
| 3月12日 | 大迫新田、大迫 |
| 3月13日 | 鹿島台大沢、上平渡 |
| 3月14日 | 杉ケ崎、北平渡 |
| 3月15日 | 東平渡 ※15日の受付は15時まで |

岩出山地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月22日 | 東昌寺沢、通丁 |
| 2月23日 | 菅生、大学町 |
| 2月26日 | 浦北、下野目八幡 |
| 2月27日 | 川原町、川北 |
| 2月28日 | 沖、大保 |
| 3月01日 | 上馬館、大坪、池月中央 |
| 3月02日 | 新橋、白鳥 |
| 3月04日 | 岩出山地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月05日 | 浦南、中里 |
| 3月06日 | 要害、轟 |
| 3月07日 | 下馬館、鵙目、天王寺 |
| 3月08日 | 小倉、小坪、東川原町 |
| 3月09日 | 一の坪、岩出山南町 |
| 3月12日 | 上宮、宿、馬主 |

鳴子温泉地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月19日 | 川東、小向 |
| 2月13日 | 田野、蟹沢 |
| 2月14日 | 原、中川原 |
| 2月15日 | 軍沢、寒湯、岩入西、岩入東 |
| 2月16日 | 上野々、湯元、上鳴子、新屋敷 |
| 2月18日 | 鳴子温泉地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 2月19日 | 車湯、鳴子岩渕、東鳴子 |
| 2月20日 | 中山西、中山東、中野 |
| 2月21日 | 石ノ梅、沢、川渡 |
| 2月22日 | 上川原、鍛冶谷沢、黒崎 |
| 2月23日 | 南野際、上原、小身川原 |
| 2月26日 | 北野際、向山 |

田尻地域

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会場 | 期日 | 対象行政区 |
|  | 2月27日 | 田町、仲荒町、横町河岸前、大杉 |
| 2月28日 | 元町、北小松、南小松、中目 |
| 3月01日 | 大嶺、大嶺三、田尻八幡、沼木諏訪峠 |
| 3月02日 | 田尻新町、北牧目、桜田 |
| 3月04日 | 田尻地域全地区（給与所得者などで平日の申告が困難な人） |
| 3月05日 | 通木、木戸、葉山上北山 |
| 3月06日 | 富岡、下高野 |
| 3月07日 | 百塚上高野、沼部峯崎、若林 |
| 3月08日 | 貝ノ堀、北小塩、中南小塩 |
| 3月09日 | 田尻谷地中、百々荒柳、田尻大沢、 |
|  |  |
| 3月12日 | 北又、北長根、上南曲田、宿・鹿飼 |
| 3月13日 | 新田ノ目、田尻長根、小沢 |
| 3月14日 | 舞岳、伸萠、長沢 |
| 3月15日 | 中沢目 ※15日の受付は15時まで |